

令和 7年 2月 7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

前橋市長 小川 晶

市町村名 (市町村コード)	前橋市 (10201)
地域名 (地域内農業集落名)	前橋・上川淵地区 (上佐鳥、櫛島、上朝倉、下朝倉、後閑、下佐鳥、宮地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月20日 令和6年12月5日 (第1回) (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計68.0ha、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計79.6haとなっておりますが、引き続き新たな担い手の確保が必要である。

・高齢により所有者に返還された農地が不耕作地となり、荒廃している。

・後継者を育成していこうという意思がある農業者が少ない。

・主たる農地が市街化区域に点在しており、調整区域に出耕作をしている農家も散見される。都市化の波で営農が難しい環境である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米麦作に関しては、認定農業者等地域内の農業を担う者に農地を引き継いでいく。

露地栽培や施設園芸栽培農家ごとに農地の集約化を図り、新規就農者及び後継者が規模拡大や作業をしやすい環境を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	358.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	307.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び農振農用地区域外農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画地区座談会や遊休農地対策検討会等の情報交換の場を定期的に行い、地区内で規模縮小や離農を検討している農家の把握に努め、新規就農者、後継者及び中心経営体への農地の確保及び集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
前橋市農地利用最適化推進委員会を中心に、農地の貸し手が安心できる施策があることを周知する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は実施済みだが、今後担い手から要望があった場合は農地中間管理機構関連農地整備事業により農用地の大区画化等の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者に対し地区内の認定農業者や集落営農法人を中心に育成支援を行うなど、受け入れ体制を強化する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等は、農作業の受委託に努めるとともに、農業者の組織化の推進に取り組むものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--